

市町村森林整備計画変更の概要（黒部市）

【変更事項】

- 1 第1章第4項
 - ・「1 里山林の整備」について、整備区域の時点修正
 - ・「2 混交林の整備」について、整備区域の時点修正

- 2 第2章第1項
 - ・「3 その他必要な事項」について、地域森林計画の変更に伴い、花粉発生源対策に関する記載を追記

- 3 第2章第3項
 - ・「3 その他必要な事項」について、要間伐森林制度の廃止に伴い、当該事項の記載を削除

- 4 第2章第4項
 - ・「2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法」について、区域の見直しに伴う時点修正
 - ・同当該区域に「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」を新たに設定

- 5 第2章第8項
 - ・「1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」について、地域森林計画の変更に伴い、林業労働力の確保に関する記載を追記

- 6 第3章第1項
 - ・「1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」について、ニホンジカによる被害発生を受け、区域を新たに設定

- 7 第5章
 - ・「6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項」について、事業計画等の時点修正
 - ・「7 その他必要な事項」について、地域森林計画の変更に伴い、盛土規制法に関する記載を追記

- 8 その他軽微な事項の修正